

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第71号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(宿日直手当)</p> <p>第28条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、県人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う職員にあっては<u>6,100円</u>（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で県人事委員会規則で定めるもの（以下「半日勤務日」という。）に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>9,150円</u>）、その他の職員にあっては<u>4,400円</u>（半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>6,600円</u>）を超えない範囲内において県人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第28条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、県人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う職員にあっては<u>6,400円</u>（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で県人事委員会規則で定めるもの（以下「半日勤務日」という。）に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>9,600円</u>）、その他の職員にあっては<u>4,700円</u>（半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>7,050円</u>）を超えない範囲内において県人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p>

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	197,100	243,700	278,400	312,300	335,300	369,900
	2	198,200	245,000	279,400	313,800	337,200	371,600
	3	199,400	246,400	280,400	315,200	339,000	373,200
	4	200,500	247,900	281,400	316,600	340,700	374,800
	5	201,600	249,300	282,500	318,100	342,400	376,500
	6	203,300	250,700	283,500	319,200	344,100	378,300
	7	204,900	252,100	284,400	320,200	345,900	379,800
8	206,500	253,500	285,400	321,400	347,500	381,400	

9	208,000	254,900	286,400	322,600	349,100	382,700
10	209,800	256,200	287,400	324,200	350,800	384,300
11	211,400	257,500	288,400	325,900	352,500	386,000
12	213,000	258,800	289,400	327,500	354,100	387,500
13	214,500	260,100	290,500	328,900	355,700	389,400
14	216,200	261,400	291,800	330,500	357,300	391,300
15	217,900	262,700	293,100	332,100	358,900	393,200
16	219,600	263,900	294,300	333,800	360,400	395,100
17	220,800	265,100	295,500	335,200	361,800	396,600
18	222,500	266,100	296,800	336,900	363,600	398,400
19	224,100	267,200	298,100	338,500	365,200	400,100
20	225,600	268,300	299,300	340,100	366,800	401,700
21	227,100	269,200	300,300	341,500	367,900	403,400
22	228,700	270,200	301,500	343,300	369,400	404,800
23	230,300	271,300	302,700	345,000	370,900	406,300
24	232,000	272,300	304,000	346,600	372,500	407,700
25	233,600	273,300	305,400	347,800	374,200	409,100
26	235,300	274,200	306,400	349,700	376,000	410,300
27	236,600	275,000	307,400	351,500	377,600	411,500
28	237,900	275,800	308,400	353,100	379,300	412,500
29	239,300	276,600	309,500	354,600	380,700	413,600
30	240,400	277,400	310,700	356,200	382,000	414,800
31	241,500	278,200	311,900	357,800	383,300	415,900
32	242,600	279,000	313,100	359,400	384,700	417,100
33	243,700	279,700	314,200	361,200	385,800	417,800
34	244,600	280,500	315,500	363,000	386,700	418,500
35	245,500	281,300	316,800	364,800	387,700	419,100
36	246,600	282,000	318,100	366,600	388,700	419,800

37	247,600	282,700	319,300	368,100	389,500	420,200
38	248,500	283,500	320,700	369,500	390,400	420,800
39	249,400	284,100	322,000	370,900	391,300	421,300
40	250,200	284,900	323,300	372,400	392,100	421,700
41	251,000	285,500	324,600	373,900	392,900	422,100
42	251,700	286,200	325,800	374,700	393,800	422,300
43	252,300	286,900	327,100	375,600	394,600	422,600
44	252,900	287,600	328,300	376,600	395,300	422,900
45	253,700	288,300	329,200	377,500	396,000	423,200
46	254,300	288,900	330,500	378,600	396,700	423,500
47	254,900	289,600	331,800	379,500	397,400	423,800
48	255,500	290,300	333,100	380,500	398,100	424,100
49	256,000	291,000	334,200	381,400	398,600	424,300
50	256,600	291,600	335,500	382,200	399,200	424,600
51	257,200	292,300	336,700	382,900	399,800	424,800
52	257,700	293,000	338,000	383,500	400,500	425,100
53	258,100	293,500	339,300	383,900	400,900	425,400
54	258,500	294,100	340,300	384,500	401,500	425,700
55	258,900	294,700	341,400	385,100	402,100	426,000
56	259,200	295,400	342,500	385,800	402,600	426,300
57	259,500	296,000	343,200	386,100	403,000	426,500
58	259,800	296,700	344,100	386,800	403,600	426,800
59	260,100	297,300	344,800	387,500	404,200	427,100
60	260,400	298,000	345,600	388,100	404,800	427,500
61	260,700	298,600	346,400	388,400	405,200	427,700
62	261,000	299,200	346,800	388,900	405,700	428,000
63	261,300	299,700	347,400	389,500	406,200	428,300
64	261,600	300,200	348,100	390,100	406,800	428,500
65	261,900	300,700	348,900	390,400	407,100	428,700

66	262,200	301,300	349,600	391,000	407,500
67	262,600	301,800	350,300	391,700	407,800
68	262,900	302,400	350,900	392,300	408,200
69	263,200	302,900	351,400	392,800	408,500
70	263,500	303,400	352,000	393,300	408,800
71	263,800	303,900	352,500	393,900	409,100
72	264,100	304,500	353,100	394,400	409,300
73	264,400	305,000	353,400	394,900	409,500
74	264,700	305,400	353,900	395,500	409,800
75	265,000	305,700	354,200	395,900	410,100
76	265,300	306,000	354,600	396,200	410,300
77	265,600	306,200	355,000	396,600	410,500
78	265,900	306,500	355,500	397,100	410,800
79	266,200	306,700	356,000	397,500	411,100
80	266,500	307,000	356,500	397,900	411,300
81	266,800	307,200	356,800	398,300	411,500
82	267,200	307,400	357,200	398,800	411,800
83	267,500	307,700	357,600	399,200	412,100
84	267,800	307,900	358,100	399,600	412,300
85	268,100	308,200	358,400	399,900	412,500
86	268,400	308,400	358,800	400,400	412,700
87	268,700	308,700	359,200	400,800	413,000
88	269,000	309,000	359,600	401,200	413,200
89	269,300	309,300	359,800	401,500	413,400
90	269,600	309,600	360,200	402,000	
91	269,900	309,900	360,600	402,400	
92	270,200	310,200	361,000	402,800	
93	270,500	310,400	361,200	403,100	
94		310,600	361,500		

95	310,900	361,900
96	311,300	362,200
97	311,600	362,500
98	311,900	362,900
99	312,200	363,300
100	312,600	363,700
101	312,800	364,200
102	313,100	364,600
103	313,400	365,000
104	313,700	365,400
105	313,900	365,900
106	314,200	366,300
107	314,500	366,600
108	314,800	366,900
109	315,000	367,300
110	315,300	
111	315,700	
112	316,000	
113	316,200	
114	316,400	
115	316,700	
116	317,100	
117	317,300	
118	317,500	
119	317,800	
120	318,100	
121	318,400	
122	318,600	
123	318,900	

	124		319,200				
	125		319,500				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	202,000	229,700	271,800	292,600	308,300	334,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 教育職給料表（第6条関係）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	214,300	235,500	335,100	364,800	451,900
	2	216,700	237,900	336,900	366,300	453,300
	3	219,000	240,400	338,700	367,800	454,500
	4	221,300	242,900	340,400	369,200	455,800
	5	223,500	245,300	342,100	370,600	456,900
	6	225,900	247,700	344,000	372,000	458,000
	7	228,100	250,100	345,900	373,300	459,200
	8	230,300	252,700	347,700	374,700	460,400
	9	232,500	255,100	349,500	376,100	461,700
	10	234,700	256,700	351,600	377,400	463,000
	11	236,900	258,300	353,400	378,800	464,100
	12	239,200	260,000	355,100	380,000	465,200
	13	241,400	261,600	356,800	381,200	466,400
	14	243,500	263,000	358,600	382,500	467,200
	15	245,600	264,400	360,100	383,700	468,000
16	247,700	265,800	361,700	385,000	468,900	

17	249,900	267,200	363,300	386,000	469,800
18	251,700	268,500	364,600	387,200	470,200
19	253,400	269,700	365,900	388,400	470,700
20	255,100	270,900	367,000	389,500	471,200
21	256,800	272,200	368,300	390,500	471,700
22	258,200	273,300	369,700	391,800	
23	259,500	274,400	371,100	393,000	
24	260,700	275,700	372,500	394,100	
25	261,900	277,000	373,700	395,100	
26	263,000	278,700	375,100	396,300	
27	264,100	280,400	376,400	397,400	
28	265,200	282,100	377,700	398,500	
29	266,500	283,800	378,900	399,700	
30	267,600	285,900	380,400	400,900	
31	268,700	288,100	381,700	402,100	
32	269,700	290,300	383,000	403,200	
33	270,800	292,600	384,300	404,200	
34	271,800	294,800	385,500	405,300	
35	272,900	297,000	386,600	406,500	
36	274,000	299,100	387,900	407,700	
37	275,200	301,100	389,100	409,000	
38	276,100	303,100	390,300	410,300	
39	277,100	305,000	391,500	411,400	
40	278,200	306,800	392,600	412,600	
41	279,400	308,600	393,700	413,700	
42	280,600	310,500	394,900	415,000	
43	281,700	312,400	396,100	416,000	
44	282,800	314,100	397,300	417,100	

45	283,700	315,800	398,400	418,400
46	284,500	317,600	399,700	419,600
47	285,300	319,300	400,900	420,800
48	286,100	321,000	402,000	422,000
49	286,800	322,600	402,900	423,100
50	287,600	324,300	404,100	424,100
51	288,300	326,100	405,100	425,400
52	289,000	327,800	406,300	426,600
53	289,800	329,200	407,100	427,800
54	290,600	331,100	408,200	429,000
55	291,200	332,900	409,200	430,100
56	291,900	334,600	410,200	431,200
57	292,600	336,200	411,300	432,200
58	293,500	338,200	412,300	433,400
59	294,300	339,900	413,400	434,600
60	294,900	341,600	414,500	435,800
61	295,500	343,300	415,500	436,400
62	296,200	345,100	416,600	437,200
63	296,900	346,800	417,800	437,900
64	297,400	348,500	418,800	438,400
65	298,100	350,200	419,700	438,700
66	298,800	351,500	420,600	439,000
67	299,500	352,900	421,600	439,400
68	300,100	354,200	422,600	439,900
69	300,800	355,700	423,400	440,200
70	301,500	357,200	424,200	440,600
71	302,100	358,700	424,900	440,900
72	302,800	360,300	425,700	441,200
73	303,300	361,600	426,400	441,500

74	303,900	363,100	427,000	441,800
75	304,700	364,600	427,700	442,100
76	305,200	366,000	428,500	442,400
77	305,800	367,400	429,100	442,600
78	306,400	369,000	429,800	442,900
79	307,000	370,500	430,300	443,200
80	307,600	372,000	430,900	443,400
81	308,100	373,300	431,300	443,600
82	308,600	374,600	431,700	
83	309,200	375,900	432,000	
84	309,900	377,200	432,200	
85	310,300	378,400	432,400	
86	310,700	379,600	432,700	
87	311,200	380,700	433,000	
88	311,700	381,800	433,200	
89	312,100	382,800	433,400	
90	312,600	383,900	433,700	
91	313,000	385,100	434,000	
92	313,500	386,200	434,200	
93	313,800	387,300	434,400	
94	314,300	388,400	434,700	
95	314,800	389,400	435,000	
96	315,300	390,500	435,200	
97	315,600	391,500	435,400	
98	316,000	392,500	435,700	
99	316,400	393,400	436,000	
100	316,800	394,300	436,200	
101	317,200	395,200	436,400	
102	317,500	396,200	436,700	

103	317,800	397,000	437,000
104	318,100	397,900	437,200
105	318,300	398,700	437,400
106	318,600	399,600	
107	318,900	400,500	
108	319,100	401,400	
109	319,300	402,200	
110	319,500	403,100	
111	319,800	404,000	
112	320,100	405,100	
113	320,300	405,700	
114	320,500	406,600	
115	320,700	407,500	
116	321,000	408,400	
117	321,300	409,200	
118	321,500	409,900	
119	321,800	410,700	
120	322,100	411,500	
121	322,300	412,100	
122	322,500	412,800	
123	322,700	413,500	
124	323,000	414,100	
125	323,300	414,700	
126		415,400	
127		416,000	
128		416,600	
129		417,200	
130		417,800	
131		418,300	

	132		418,800			
	133		419,100			
	134		419,400			
	135		419,600			
	136		419,900			
	137		420,200			
	138		420,500			
	139		420,800			
	140		421,100			
	141		421,400			
	142		421,700			
	143		422,000			
	144		422,300			
	145		422,500			
	146		422,800			
	147		423,100			
	148		423,300			
	149		423,500			
	150		423,800			
	151		424,100			
	152		424,300			
	153		424,500			
	154		424,800			
	155		425,100			
	156		425,300			
	157		425,500			
定年前再任用		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円

短時間勤務職員		240,400	288,200	317,000	344,500	429,200
---------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	202,300	241,400	276,400	295,500
	2	204,400	242,800	277,200	296,400
	3	206,500	244,100	277,900	297,100
	4	208,600	245,400	278,800	297,800
	5	210,700	246,600	279,600	298,500
	6	212,700	247,700	280,400	299,200
	7	214,700	248,700	281,200	299,900
	8	216,500	249,600	281,900	300,600
	9	218,300	250,800	282,600	301,400
	10	220,200	251,900	283,400	302,100
	11	222,100	253,000	284,300	303,000
	12	224,300	254,200	285,100	303,600
	13	226,000	255,500	285,900	304,200
	14	228,000	256,600	286,700	305,300
	15	230,200	257,800	287,400	306,400
	16	232,300	259,000	288,200	307,600
17	234,400	260,000	289,000	308,800	

18	235,600	261,000	289,800	310,000
19	236,600	262,100	290,600	311,100
20	237,700	263,100	291,300	312,300
21	238,800	264,200	292,200	313,500
22	239,600	265,100	293,100	314,700
23	240,500	266,000	294,000	316,000
24	241,400	266,800	294,700	317,100
25	242,300	267,600	295,400	318,300
26	243,200	268,400	296,300	319,500
27	244,100	269,200	297,200	320,600
28	245,000	270,000	298,000	321,800
29	245,800	270,700	298,800	323,100
30	246,600	271,500	299,800	324,300
31	247,300	272,400	300,700	325,500
32	248,200	273,200	301,700	326,700
33	248,900	274,000	302,700	327,800
34	249,500	274,800	303,800	328,900
35	250,200	275,400	304,900	330,100
36	250,900	276,200	305,800	331,400
37	251,600	277,200	306,800	332,600
38	252,200	277,900	307,800	333,800
39	252,800	278,800	308,800	335,100
40	253,500	279,500	309,800	336,300
41	254,100	280,200	310,800	337,200
42	254,700	281,000	312,000	338,400
43	255,300	281,800	313,100	339,700
44	255,800	282,500	314,200	340,900
45	256,200	283,200	315,200	341,800
46	256,800	284,000	316,300	342,800

47	257, 200	284, 800	317, 400	343, 800
48	257, 600	285, 600	318, 500	344, 700
49	258, 000	286, 300	319, 600	345, 600
50	258, 600	287, 000	320, 600	346, 500
51	259, 100	287, 600	321, 700	347, 500
52	259, 600	288, 300	322, 800	348, 500
53	259, 900	289, 000	323, 800	349, 000
54	260, 200	289, 600	324, 800	349, 900
55	260, 500	290, 300	325, 800	350, 600
56	260, 800	291, 000	326, 900	351, 500
57	261, 100	291, 700	327, 800	352, 200
58	261, 400	292, 400	328, 800	352, 500
59	261, 700	293, 100	329, 800	352, 900
60	262, 000	293, 700	330, 700	353, 500
61	262, 300	294, 200	331, 600	354, 100
62	262, 600	294, 800	332, 300	354, 800
63	263, 000	295, 500	333, 000	355, 500
64	263, 300	296, 100	333, 600	356, 100
65	263, 600	296, 700	334, 200	356, 800
66	263, 900	297, 300	334, 900	357, 300
67	264, 200	298, 000	335, 500	357, 900
68	264, 500	298, 600	336, 200	358, 600
69	264, 800	299, 200	336, 800	358, 900
70	265, 100	299, 800	337, 000	359, 400
71	265, 400	300, 400	337, 400	359, 800
72	265, 600	301, 000	337, 900	360, 300
73	265, 800	301, 600	338, 500	360, 800
74	266, 100	302, 100	339, 000	361, 300
75	266, 400	302, 500	339, 500	361, 800

76	266,600	302,900	339,900	362,200
77	266,900	303,300	340,500	362,500
78	267,200	303,600	341,000	362,800
79	267,500	303,800	341,400	363,000
80	267,700	304,100	341,900	363,300
81	267,900	304,400	342,400	363,800
82	268,200	304,600	342,700	364,100
83	268,500	304,900	342,900	364,400
84	268,700	305,200	343,200	364,700
85	268,900	305,400	343,600	365,100
86		305,600	344,000	365,400
87		305,800	344,300	365,700
88		306,000	344,600	366,000
89		306,400	344,900	366,400
90		306,600	345,100	366,700
91		306,800	345,500	366,900
92		307,000	345,800	367,200
93		307,400	346,100	367,500
94		307,600	346,400	367,900
95		307,800	346,700	368,300
96		308,100	346,900	368,700
97		308,400	347,100	369,300
98		308,600	347,400	369,700
99		308,800	347,700	370,100
100		309,100	347,900	370,500
101		309,400	348,100	371,000
102		309,600	348,300	
103		309,800	348,700	
104		310,100	348,900	

	105		310,400		349,100
	106				349,400
	107				349,800
	108				350,200
	109				350,400
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 203,000	円 229,800	円 259,500	円 273,600

備考 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(給与)</p> <p>第4条 この条例で給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第25条の3の規定による手当を含む。第32条において同じ。）、<u>超過勤務手当及び休日給（学校栄養職員及び事務職員に係るもののみとする。）</u>、<u>宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当並びに義務教育等教員特別手当をいう。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短</p>	<p>(給与)</p> <p>第4条 この条例で給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第25条の3の規定による手当を含む。第32条において同じ。）、<u>超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び義務教育等教員特別手当をいう。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短</p>

時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して51,500円の範囲内で県人事委員会規則で定める額

(3) [略]

3～8 [略]

(超勤代休時間)

第26条の9 市町村教育委員会は、第27条の2第3項の規定により超過勤務手当を支給すべき学校栄養職員及び事務職員に対して、県人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、県人事委員会規則で定める期間内にある第26条の2第2項、第26条の3又は第26条の4の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」といい、第26条の11第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定に基づき超勤代休時間を指定された学校栄養職員及び事務職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(学校栄養職員及び事務職員の超過勤務手当)

第27条の2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割

時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して66,400円の範囲内で県人事委員会規則で定める額

(3) [略]

3～8 [略]

(超勤代休時間)

第26条の9 市町村教育委員会は、第27条の2第3項の規定により超過勤務手当を支給すべき学校栄養職員、事務職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者（以下「学校栄養職員等」という。）に対して、県人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、県人事委員会規則で定める期間内にある第26条の2第2項、第26条の3又は第26条の4の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」といい、第26条の11第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定に基づき超勤代休時間を指定された学校栄養職員等は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(学校栄養職員等の超過勤務手当)

第27条の2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じ

合) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(第26条の2第1項、第26条の3及び第26条の4の規定に基づく週休日における勤務のうち県人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた学校栄養職員及び事務職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に学校栄養職員及び事務職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する県人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 [略]

6 前各項の規定にかかわらず、第26条の4の規定に基づき、あらかじめ第26条の2第2項又は第26条の3の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(県人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第8項に規定する勤務1時

て得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(第26条の2第1項、第26条の3及び第26条の4の規定に基づく週休日における勤務のうち県人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた学校栄養職員等には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に学校栄養職員等が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する県人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 [略]

6 前各項の規定にかかわらず、第26条の4の規定に基づき、あらかじめ第26条の2第2項又は第26条の3の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(県人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第8項に規定す

間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

7・8 [略]

(学校栄養職員及び事務職員の休日給)

第27条の3 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

(義務教育等教員特別手当)

第31条の2 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、県人事委員会規則で定める。

3・4 [略]

別表第2 教育職給料表（第6条関係）

[略]

備考1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

る勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

7・8 [略]

(学校栄養職員等の休日給)

第27条の3 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

(義務教育等教員特別手当)

第31条の2 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）並びに次に掲げる校務の種類の別に応じて、県人事委員会規則で定める。

(1) 小学校、中学校又は義務教育学校の学級（特別支援学級を除く。）

を担任する校務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

3・4 [略]

別表第2 教育職給料表（第6条関係）

[略]

備考1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算

	した額とする。
<p>2 (通勤手当) 第24条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で県人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(通勤手当) 第24条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で県人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で県人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため県人事委員会規則で定める駐車場を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、支給単位期間につき、5,000円の範囲内で県人事委員</p>

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 [略]

6 [略]

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として県人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 [略]

（期末手当）

第29条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4～6 [略]

（勤勉手当）

第30条 [略]

会規則で定める額を前2項の規定による額に加算した額とする。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項の県人事委員会規則で定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 [略]

7 [略]

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として県人事委員会規則で定める期間（自動車等及び第4項の駐車場に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

9 [略]

（期末手当）

第29条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4～6 [略]

（勤勉手当）

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中表1の項の改正部分は令和8年1月1日から、同条中表2の項の改正部分は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第28条第1項及び別表第1から別表第3までの規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(令和7年4月1日前の異動者の号給の調整)

3 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び県人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(県人事委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。